

規制の事前評価書
(要旨)

令和 2 年 6 月
国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：重大違反に関する規定の整備

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、緩和）、廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和2年4月

1 規制の目的、内容及び必要性

今回の改正では、(1)他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをする事と、及び(2)(1)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせることを、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反する行為で重大なもの（以下「重大違反」という。）に加え、その教唆又は幫助（以下「唆し等」という。）を行った者を運転免許（以下「免許」という。）の拒否又は取消しの対象とすることとしている。

前記(1)及び(2)の違反行為を重大違反に加え、その唆し等を行った者を免許の拒否又は取消しの対象としなかった場合、当該行為の悪質性・危険性に照らし、道路交通の場から排除する必要がある者を排除することができないと考えられる。

2 直接的な費用の把握

[遵守費用]

前記(1)及び(2)の違反行為の唆し等を規制の対象とするものであり、遵守費用は生じない。

[行政費用]

前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行った者に対する免許の拒否又は取消しに関する事務が発生するが、当該事務は、違反行為の立証や違反行為に伴う交通事故に係る捜査等と一連の手続の中で行われるため、前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行った者に対する免許の拒否又は取消しのための行政費用は生じない。

3 直接的な効果（便益）の把握

本改正により、前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行ったことを理由として、免許の拒否又は取消しを行うことが可能となる。

これにより、悪質・危険な行為を抑止することができ、また、実際に前記(1)又は(2)の違反行

為の唆し等を行った者について、道路交通の場から排除することを可能とし、将来における道路交通の危険を予防することができるという効果がある。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

今回の改正に関する副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

今回の改正により、新たな遵守費用及び行政費用は生じない（2参照）。

6 代替案との比較

他に想定される代替案はない。

7 その他の関連事項

政策所管課において、当該規制により発生する費用や効果を明らかにし、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により効果（便益）を把握することとする。

- ・ 前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行ったことを理由とする免許の拒否及び取消しの件数

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：危険行為に関する規定の整備

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、緩和）、廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和2年5月

1 規制の目的、内容及び必要性

今回の改正では、自転車の運転に関し、(1)他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをする事、及び(2)(1)の罪を犯し、よって道路における著しい交通の危険を生じさせることを、道路交通法（昭和35年法律第105号）の自転車の運転に関する規定に違反する行為であって、道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「危険行為」という。）に加え、これらの違反行為をした一定の要件を満たす自転車の運転者に対し、自転車運転者講習（以下単に「講習」という。）の受講を命ずることができることとしている。

前記(1)及び(2)の違反行為を危険行為に加えない場合、将来的に交通の危険を生じさせるおそれが強いと認められる自転車の運転者の危険性を改善することができなくなり、交通の安全が損なわれるおそれがあると考えられる。

2 直接的な費用の把握

[遵守費用]

前記(1)又は(2)の違反行為をした自転車の運転者に対し、一定の場合に講習の受講を命ずることとなり、一定の遵守費用が生ずる。

なお、講習を受講するための手数料の標準は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）において、講習1時間について2,000円と定められている。

[行政費用]

受講命令の発出事務及び講習の実施事務が都道府県公安委員会に発生することとなり、一定の行政費用が発生する。

なお、令和元年中の講習の受講者数は328人である。

3 直接的な効果（便益）の把握

本改正により、前記(1)又は(2)の違反行為をした自転車の運転者に対し、一定の場合に講習の

受講を命ずることができることとなる。

これにより、将来的に交通の危険を生じさせるおそれ強いと認められる自転車の運転者の危険性が改善され、交通の安全を確保することができるという効果がある。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

本改正により、前述のとおり、費用の点では、講習を受講するための遵守費用が生じるとともに、受講命令の発出事務及び講習の実施事務に係る行政費用が新たに生じるが、効果の点では、将来的に交通の危険を生じさせるおそれ強いと認められる自転車の運転者の危険性が改善され、交通の安全を確保することにつながると考えられることから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

他に想定される代替案はない。

7 その他の関連事項

政策所管課において、当該規制により発生する費用や効果を明らかにし、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により効果（便益）を把握することとする。

- ・ 自転車の運転に関し前記(1)又は(2)の違反行為を行った者が講習を受講した件数